

第 1 0 7 期 決 算 公 告

平成23年6月29日

住所 松山市勝山町2丁目1番地
株式会社 愛媛銀行
頭取 中山 紘治郎

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	64,354	預 金	1,652,438
現 金	24,420	当 座 預 金	65,609
預 け 金	39,933	普 通 預 金	500,816
コ ー ル ロ ー ン	125,064	貯 蓄 預 金	6,164
買 入 金 銭 債 権	93	通 知 預 金	29,181
商 品 有 価 証 券	110	定 期 預 金	977,233
商 品 国 債	101	定 期 積 金	8,112
商 品 地 方 債	9	そ の 他 の 預 金	65,320
有 価 証 券	339,225	譲 渡 性 預 金	102,973
国 債	219,610	借 用 金	30,162
地 方 債	33,971	借 入 金	30,162
社 債	58,845	外 国 為 替	6
株 式	24,108	売 渡 外 国 為 替	6
そ の 他 の 証 券	2,689	未 払 外 国 為 替	0
貸 出 金	1,328,380	社 債	13,000
割 引 手 形	10,634	そ の 他 負 債	10,403
手 形 貸 付	114,128	未 払 法 人 税 等	1,943
証 書 貸 付	1,111,069	未 払 費 用	2,494
当 座 貸 越	92,548	前 受 収 益	1,180
外 国 為 替	5,734	給 付 補 て ん 備 金	4
外 国 他 店 預 け	5,418	金 融 派 生 商 品	446
買 入 外 国 為 替	25	リ ー ス 債 務	419
取 立 外 国 為 替	291	そ の 他 の 負 債	3,915
そ の 他 資 産	4,321	役 員 賞 与 引 当 金	54
前 払 費 用	439	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	355
未 収 収 益	1,526	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	57
金 融 派 生 商 品	472	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,607
そ の 他 の 資 産	1,883	支 払 承 諾	7,872
有 形 固 定 資 産	30,157	負 債 の 部 合 計	1,822,933
建 物	6,663	（ 純 資 産 の 部 ）	
土 地	22,151	資 本 金	19,078
リ ー ス 資 産	243	資 本 剩 余 金	13,213
建 設 仮 勘 定	1	資 本 準 備 金	13,213
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,098	利 益 剩 余 金	33,943
無 形 固 定 資 産	706	利 益 準 備 金	5,497
ソ フ ト ウ ェ ア	368	そ の 他 利 益 剩 余 金	28,446
リ ー ス 資 産	128	有 形 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	34
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	209	別 途 積 立 金	25,653
繰 延 税 金 資 産	7,888	繰 越 利 益 剩 余 金	2,758
支 払 承 諾 見 返	7,872	自 己 株 式	△ 215
貸 倒 引 当 金	△ 15,953	株 主 資 本 合 計	66,020
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,193
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,808
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,002
		純 資 産 の 部 合 計	75,023
資 産 の 部 合 計	1,897,956	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,897,956

損益計算書

〔平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		39,697
資金運用収益	32,161	
貸出金利息	28,529	
有価証券利息配当金	3,381	
コールローン利息	161	
預け金利息	8	
金利スワップ受入利息	27	
その他の受入利息	52	
役務取引等収益	3,093	
受入為替手数料	1,211	
その他の役務収益	1,882	
その他業務収益	3,687	
外国為替売買益	357	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	3,327	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	755	
株式等売却益	226	
その他の経常収益	528	
経常費用		33,054
資金調達費用	3,207	
預金利息	2,450	
譲渡性預金利息	176	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	3	
借入金利息	235	
社債利息	303	
その他の支払利息	37	
役務取引等費用	2,672	
支払為替手数料	239	
その他の役務費用	2,433	
その他業務費用	187	
国債等債券売却損	79	
社債発行費償却	44	
金融派生商品費用	21	
その他の業務費用	42	
営業経費用	20,867	
その他経常費用	6,119	
貸倒引当金繰入額	809	
貸出金償却	2,681	
株式等売却損	586	
株式等償却	1,500	
その他の経常費用	541	
経常利益		6,643
特別利益		20
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	17	
その他の特別利益	2	
特別損失		357
固定資産処分損失	171	
減損損失	120	
その他の特別損失	65	
税引前当期純利益		6,306
法人税、住民税及び事業税	2,199	
法人税等調整額	1,471	
法人税等合計		3,670
当期純利益		2,635

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上

しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,439百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理
--------	---

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
----------	--

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は9百万円、税引前当期純利益は74百万円それぞれ減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,424百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,482百万円、延滞債権額は36,094百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は173百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,105百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,855百万円あります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,659百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 24,541百万円
担保資産に対応する債務
預 金 2,112百万円
借 用 金 10,160百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券39,508百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は197百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、165,853百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が163,531百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 10,348 百万円下回っております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,738 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,379 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 12,300 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債 13,000 百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 4,982 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 423 円 27 銭
16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 100 万円
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 100 万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及びその周辺機器ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得原価相当額	有形固定資産	1,364	百万円
	無形固定資産	0	百万円
	合 計	1,364	百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	1,162	百万円
	無形固定資産	0	百万円
	合 計	1,162	百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	202	百万円
	無形固定資産	0	百万円
	合 計	202	百万円
4. 未経過リース料 期末残高相当額	1 年内	132	百万円
	1 年超	69	百万円
	合 計	202	百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	207	百万円
減価償却費相当額	207	百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 2,825 百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額 49 百万円
21. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は212百万円であります。

22. 単体自己資本比率（国内基準） 9.36%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	78百万円
役務取引等に係る収益総額	23百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	61百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	761百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,284百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 14円86銭

3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額120百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
中四国地域	社宅等	土地	120百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社

会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権 等の所有割合	関連当事者 との関係	取引金額 (百万円)	取引の 内容	期末残高 (百万円)
㈱愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市	50	クレジットカード業務・保証業務	90%	・金銭貸借 預金取引 ・支払承諾	保証料の 支払 761 代位弁済の 受入 393	当行貸 出金の 被保証	被保証残高 153,998

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証会社である㈱愛媛ジェーシービーは、各商品の保証料率に応じて債務者の弁済能力等を合理的に判断し、保証の諾否を決定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	540	36	2	573	単元未満株式の 買取及び売却

2. 「その他利益剰余金」のうち「任意積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末残高		当事業年度変動額		当事業年度末残高	
有形固定資産 圧縮積立金	35	百万円	△0	百万円	34	百万円
別途積立金	24,253	百万円	1,400	百万円	25,653	百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	3,917	3,993	76
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,917	3,993	76
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,122	6,122	—
	その他	—	—	—
	小計	6,122	6,122	—
合計		10,039	10,115	76

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	1,414
関連法人等株式	—
合計	1,414

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	10,150	7,453	2,697
	債券	150,473	147,031	3,441
	国債	108,711	106,341	2,370
	地方債	18,039	17,452	586
	短期社債	—	—	—
	社債	23,722	23,237	485
	その他	252	244	8
	小計	160,877	154,729	6,147
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	9,701	10,921	△ 1,219
	債券	151,914	152,893	△ 978
	国債	110,899	111,637	△ 737
	地方債	12,014	12,172	△ 158
	短期社債	—	—	—
	社債	29,000	29,083	△ 82
	その他	2,116	2,290	△ 174
	小計	163,732	166,105	△ 2,372
合計	324,610	320,834	3,775	

(注) 非上場株式(3,147百万円)、その他の証券(13百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,187	220	584
債券	197,268	3,326	78
国債	156,826	2,327	65
地方債	17,445	478	—
社債	22,996	520	12
その他	—	—	—
合計	200,456	3,547	662

(注) 修正受渡日基準を採用しております。

6. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は1,500百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	10,578	百万円
減価償却損金算入限度額超過額	416	
その他	3,748	
繰延税金資産小計	14,743	
評価性引当額	△5,088	
繰延税金資産合計	9,654	
繰延税金負債		
前払年金費用	△161	
有形固定資産圧縮積立金	△23	
その他有価証券評価差額	△1,581	
繰延税金負債合計	△1,766	
繰延税金資産の純額	7,888	百万円

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	64,406	預 金	1,651,204
コールローン及び買入手形	125,064	譲 渡 性 預 金	102,973
買 入 金 銭 債 権	93	借 用 金	34,473
商 品 有 価 証 券	110	外 国 為 替	6
有 価 証 券	338,637	社 債	13,000
貸 出 金	1,328,608	そ の 他 負 債	13,101
外 国 為 替	5,734	役 員 賞 与 引 当 金	55
リース債権及びリース投資資産	5,883	退 職 給 付 引 当 金	41
そ の 他 資 産	7,691	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	361
有 形 固 定 資 産	30,483	利 息 返 還 損 失 引 当 金	79
建 物	6,665	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	57
土 地	22,151	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,607
リ ー ス 資 産	277	支 払 承 諾	7,872
建 設 仮 勘 定	44	負 債 の 部 合 計	1,828,837
その他の有形固定資産	1,344	（ 純 資 産 の 部 ）	
無 形 固 定 資 産	743	資 本 金	19,078
ソ フ ト ウ ェ ア	381	資 本 剰 余 金	13,213
リ ー ス 資 産	149	利 益 剰 余 金	35,762
その他の無形固定資産	211	自 己 株 式	△ 215
繰 延 税 金 資 産	8,442	株 主 資 本 合 計	67,838
支 払 承 諾 見 返	7,872	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,247
貸 倒 引 当 金	△ 17,477	土 地 再 評 価 差 額 金	6,808
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	9,056
		少 数 株 主 持 分	562
		純 資 産 の 部 合 計	77,457
資 産 の 部 合 計	1,906,294	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,906,294

連結損益及び包括利益計算書

平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		42,975
資金運用収益	32,593	
貸出金利息	28,695	
有価証券利息配当金	3,387	
コールローン利息及び買入手形利息	161	
預け金利息	8	
その他の受入利息	340	
役務取引等収益	3,269	
その他業務収益	6,379	
その他経常収益	732	
経常費用		35,859
資金調達費用	3,284	
預金利息	2,449	
譲渡性預金利息	176	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	3	
借用金利息	310	
社債利息	303	
その他の支払利息	40	
役務取引等費用	1,931	
その他業務費用	143	
営業経費	23,761	
その他経常費用	6,738	
貸倒引当金繰入額	992	
その他の経常費用	5,746	
経常利益		7,116
特別利益		24
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	20	
その他の特別利益	2	
特別損失		357
固定資産処分損	171	
減損損失	120	
その他の特別損失	65	
税金等調整前当期純利益		6,782
法人税、住民税及び事業税	2,345	
法人税等調整額	1,475	
法人税等合計		3,820
少数株主利益		66
当期純利益		2,895
少数株主利益		66
少数株主損益調整前当期純利益		2,962
その他の包括利益		△ 729
その他有価証券評価差額金		△ 729
繰延ヘッジ損益		△ 0
包括利益		2,233
親会社株主に係る包括利益		2,169
少数株主に係る包括利益		64

連結財務諸表の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎん総合リース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

ひめぎんスタッフサポート 株式会社

えひめインベストメント 株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

5. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式等については連結決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性

が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は当行13,439百万円、連結される子会社及び子法人等606百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積もり、計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 9 百万円、税引前当期純利益は 74 百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 5 号平成 23 年 3 月 25 日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,482百万円、延滞債権額は37,533百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は173百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,620百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,810百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,659百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,541百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,112百万円

借 用 金 10,160百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券39,508百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は206百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、181,277百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が178,955百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに

連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴

求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 10,348 百万円下回っております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,829 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,379 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 12,300 百万円が含まれて下ります。
12. 社債は、劣後特約付社債 13,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 4,982 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 433 円 83 銭
15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及びその周辺機器ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△7,676	百万円
年金資産（時価）	6,965	
未積立退職給付債務	△710	
会計基準変更時差異の未処理額	—	
未認識数理計算上の差異	1,068	
未認識過去勤務債務	—	
連結貸借対照表計上額の純額	357	
前払年金費用	399	
退職給付引当金	△41	

17. 連結自己資本比率（国内基準） 9.45%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却3,067百万円、株式等償却1,500百万円及び株式等売却損586百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 16円33銭
3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額120百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
中四国地域	遊休資産	土地	120百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額は以下のとおりであります。

その他の包括利益	2,091	百万円
その他有価証券評価差額金	2,091	百万円
繰延ヘッジ損益	0	百万円
包括利益	5,720	百万円
親会社株主に係る包括利益	5,640	百万円
少数株主に係る包括利益	79	百万円

(追加情報)

当連結会計年度から「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号平成22年6月30日）を適用しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、及び「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	3,917	3,993	76
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,917	3,993	76
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,122	6,122	—
	その他	—	—	—
	小計	6,122	6,122	—
合計		10,039	10,115	76

3. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,532	7,696	2,836
	債券	150,473	147,031	3,441
	国債	108,711	106,341	2,370
	地方債	18,039	17,452	586
	短期社債	—	—	—
	社債	23,722	23,237	485
	その他	252	244	8
	小計	161,259	154,972	6,287
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,816	11,063	△ 1,246
	債券	151,914	152,893	△ 973
	国債	110,899	111,637	△ 737
	地方債	12,014	12,172	△ 158
	短期社債	—	—	—
	社債	29,000	29,083	△ 82
	その他	2,129	2,308	△ 178
	小計	163,861	166,264	△ 2,403
合計		325,120	321,237	3,883

(注) 非上場株式(3,154百万円)、その他の証券(323百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,187	220	584
債券	197,268	3,326	78
国債	156,826	2,327	65
地方債	17,445	478	—
社債	22,996	520	12
その他	—	—	—
合計	200,456	3,547	662

(注) 修正受渡日基準を採用しております。

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は1,500百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。